

キャッシュレス決済端末機の導入を支援します！！

1. 目的

増加を続けるインバウンド観光に加え、今年から来年に開催されるラグビーワールドカップ、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、市外及び海外からの観光客の消費喚起を図るため、飲食店や小売業等の小規模事業者によるカード・電子マネーの決済端末機の整備に対し、予算の範囲内において導入費用の一部を助成します。

2. 対象者

次の(1)～(3)に掲げる要件をすべて満たす小規模事業者とします。
 (1) 製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む
 商工業者（会社及び個人事業主）であり、常時使用する従業員
 の数が下表に該当する事業者であること。



卸売業・小売業	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

- ※上記に該当すれば、業種は問いません。
- ※本事業の補助対象となる小規模事業者の定義は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条と同義です。
- (2) 市内に事業所を有すること。
- (3) 市税を完納していること。

3. 対象経費

キャッシュレス決済（ICクレジットカード及び電子マネー）決済端末機を市内の事業所に設置する費用（裏面参照）



4. 補助率・補助限度額

補助率：対象経費の2／3以内
 補助限度額：50,000円 件数：30件 （予算額：150万円）



5. 対象経費（詳細）

<p>補助対象経費</p>	<p>(1) キャッシュレス決済端末及び付属品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュレス決済端末本体機器 ・汎用端末（PC、スマートフォン、タブレット） ・暗証番号入力用のキーパッド ・電子マネー決済用の非接触リーダライタ ・バーコードリーダ ・サインパッド ・カスタマーディスプレイ 等 <p>(2) 本体機器を据え付けるために必要な設置費用</p> <p>(3) キャッシュレス決済端末機の設置と同時に行うインターネット回線の開設に要する経費</p> <p>(4) 初期登録手数料</p> <p>※ICクレジットカード等の基本料、保守経費、運営経費、支払いに係る振込手数料は対象外とする。</p>
<p>補助要件</p>	<p>(1) 導入する機器においては、次の全ての決済が可能であること。</p> <p>ア VISA、MasterCard、JCB、DinersClub、Amex、^{ぎんれん}銀聯など、国内だけでなく海外においても広く利用されているクレジットカードによる支払い（1社以上）</p> <p>イ 全国で相互利用ができる交通系の電子マネーの支払い（1社以上）</p> <p>(2) 導入する機器は新品とする（中古は対象外とする。）</p>
<p>◀申請回数▶</p> <p>1回の申請につき複数台の申請も可能とするが、1対象者につき一年度（4月1日～3月31日の間）中、1回までとする。</p>	

【問合先】

商工農林水産部 商工振興課 松村・堤
TEL：0979-22-1111（内線394・421）